

# 指定給水装置工事事業者の申請について

## (指定基準)

- ① 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置くこと。
- ② 厚生労働省令で定める機械器具を有すること。
- ③ 一定の欠格要件に該当しない者。

## (指定申請)

指定を受ける場合は、下記の書類を添えて申請してください。

- ① 給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)(第18条関係)
  - ・住所及び氏名又は名称、法人にあつてはその代表者及び役員の氏名
  - ・給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地
  - ・選任されることとなる主任技術者の氏名及び交付済み免状の交付番号
  - ・事業の範囲
- ② 機械器具調書(別表)(第18条関係)
  - ・給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

## (添付書類)

- ① 誓約書(様式第2)(第18条及び第34条関係)
- ② 法人 … 定款又は寄付行為及び登記事項証明書  
個人 … 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- ③ 給水装置工事主任技術者の交付済み免状の写し  
(給水装置工事主任技術者証を所持している場合は写しを提出願います)

## (その他)

- 事業所の位置が判る地図及び写真を提出願います。  
(ただし、事業所の所在地が申請者の住民票上と異なる場合は、申請場所の位置図と写真を提出)
- 機械器具調書に記載の機械器具の写真。
- 指定を受けた後、速やかに主任技術者を選任し届出願います。
  - ・給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3)(第22条関係)
- 指定の期限はありませんが、変更等がある場合は速やかに届出願います。
  - ・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)(第34条関係)  
変更の内容によっては、添付書類が必要となる場合がありますので予めご確認ください。
- 記入例は、申請様式の後にあります。

## (お問い合わせ先)

古座川町 建設課 建築水道班

TEL (0735)72-0180

FAX (0735)72-1858

〒649-4104 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673-2

## 指定給水装置工事事業者指定申請書

古座川町長

殿

年 月 日

申請者 氏名又は名称 印

住 所

代表者氏名

電話番号

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2(水道法施行規則第18条及び第34条関係)

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申 請 者

氏名又は名称 印

住 所

代表者氏名

古座川町長 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第3(水道法施行規則第22条関係)

## 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

古座川町長 殿

年 月 日

届出者

印

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の  
選任  
解任  
の届出  
をします。

給水区域での給水装置工事の事業を行う 事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事 主任技術者の氏名	給水装置工事主任技 術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表(水道法施行規則第18条関係)

## 機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。